

ゆうあいだより

障害者支援センター
かしのきの里
在宅障害者デイ・サービスルーム
書写障害者デイサービスセンター
広畑障害者デイサービスセンター
障害者やすらぎルーム 障害者体育館

あぼしりサイクル事業所
ぱっそ・あ・ぱっそ

№174

令和3年(2021年)8月20日発行

令和3年7月の集中豪雨により、静岡県熱海市など多くの地域が被害を受け、たくさんの方が犠牲になりました。ご冥福をお祈りしますとともに、被災された方にお見舞い申し上げます。ルネス花北成人部においては、避難訓練を行い緊急時の行動を共有していますが、この度の災害で、普段から災害時における行動や災害対策を確認することの重要性を改めて感じました。

今季号と次号の2回にわたり、ルネス花北成人部 地域生活係が開催しているグループホーム研修会から、姫路市内のグループホームの現状についてお伝えします。是非、ご一読ください。

ゆうあいギャラリー



ちぎり絵作品

タイトル

「赤ずきんちゃん」

在宅障害者デイ・サービスルーム

作：三木 増美さん

広く活動内容を知っていただくために、利用者の写真を多く掲載しています。掲載写真は、ご本人の了承を得たうえで使用させていただいています。

グループホームの現状について

～姫路市内のグループホーム事業所への聞き取りより～

ルネス花北成人部 地域生活係
中川繭子（かしのきの里）

地域生活係はルネス花北成人部の係機能の一つとして、グループホーム研修会を企画し、市内グループホーム事業所の職員とともに、日々の支援について一緒に考えたり、情報共有や横のつながりを通して、グループホームの現状や課題について見識を深める機会をもっています。

今回と次回の2回にわたり、令和3年3月、市内グループホーム事業所に聞き取りした情報をもとに、グループホームの現状についてお伝えします。

グループホームについて

障害福祉の分野では、長い間、障害のある人の福祉は施設をつくりサービスを提供することだと考えてきました。グループホームができたことによって、施設か在宅のどちらかだけではなく、新しい形で地域生活という選択肢ができました。

グループホーム誕生に前後して、障害福祉の分野は、「施設福祉から地域福祉へ」「援助者中心から本人主体の福祉へ」大きな転換が求められるようになりました。選択肢の広がりとともに、ノーマライゼーションの理念や本人中心の支援が謳われるようになり、ようやく“本人の意思”が尊重される時代を迎えました。

国による福祉事業としてグループホームが制度化されたのは、平成元年(1989年)です。最初にグループホームの入居対象となったのは、知的障害のある人でした。当時の精神薄弱者福祉法に基づき「精神薄弱者地域生活援助事業」として制度化されました。

平成4年(1992年)には、精神障害のある人を対象としたグループホームが、精神障害者福祉法に基づく「精神障害者地域生活援助事業」として制度化されました。

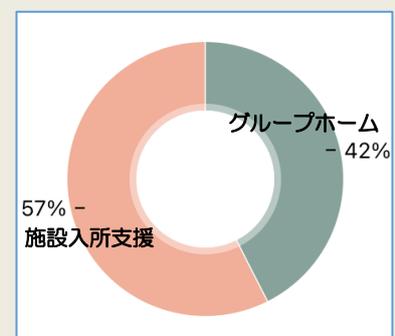
また、平成18年(2006年)、障害者自立支援法の成立により身体障害のある人が、平成25年(2013年)、障害者総合支援法の成立により高次脳機能障害や発達障害、難病のある人がグループホームへ入居することが可能になり、障害の種別に関係なく、共通の仕組みによって共通のサービスが利用できるようになりました。

姫路市内のグループホームと施設入所支援の状況（令和3年3月現在）

総定員数について

居住形態	事業所数	総定員数
施設入所支援	9	401
グループホーム	58	297

※グループホームの入居者数は274名です。



姫路市内の施設入所支援は9事業所。平成15年以降新たな事業所の開設はありません。グループホームは令和3年3月現在、25法人58事業所が開設されています。グループホームの事業所は、今もなお、増えています。
※グループホーム事業所の詳細は、姫路市指定障害福祉サービス一覧をご覧ください。

グループホームは居室・利用者の相互交流を図る設備（居間や食堂等）・台所・トイレ・洗面所・浴室の設備が1セット（ユニット）となっています。居室は1人部屋、約4.5畳以上と定められています。1ユニットの入居定員は2～10名となっています。スタッフは、管理者・サービス管理責任者・世話人・生活支援員で構成されています。

グループホームには大きく分けて3つの種類があります。

<介護サービス包括型グループホーム>

介護サービス包括型では、介護・支援を行う援助者はグループホームの世話人・生活支援員です。入居者のニーズに応じて、相談や家事など日常生活上のサービスと、食事や入浴、排せつなどの介護サービスを提供します。

<外部サービス利用型グループホーム>

外部サービス利用型では、グループホームの援助者である世話人が、基本サービス（日常生活の援助等）を行い、入居者の身体介護が必要になった場合は、外部の居宅介護事業所がサービスの提供を行います。そのため、生活支援員の配置はありません。

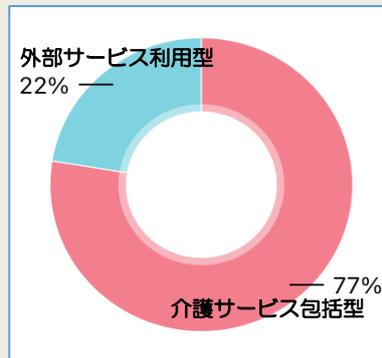
<日中サービス支援型グループホーム>

日中サービス支援型は、重度化・高齢化に対応するため平成30年度に創設されました。重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本とし、日中も支援をおこないます。また、地域における重度障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、短期入所の併設が必須です。

では、ここからは、姫路市内のグループホームと入居者の状況について見ていきましょう。
 ※各項目は、令和3年3月現在の状況について、姫路市内のグループホーム（特に記載がない限り58事業所）にお伺いしたものです。

サービス類型別 事業所数について

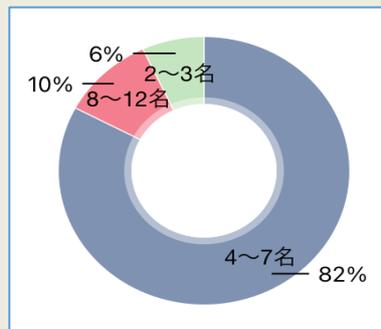
サービス類型	事業所数
介護サービス包括型	45
外部サービス利用型	13
日中サービス支援型	0



姫路市では、介護サービス包括型の事業所が多いです。介護サービス包括型は知的障害、外部サービス利用型は精神障害の入居者が多い傾向があります。日中サービス支援型事業所は、上記の表に計上されていませんが、令和3年4月以降、開設されています。

各事業所の定員数について

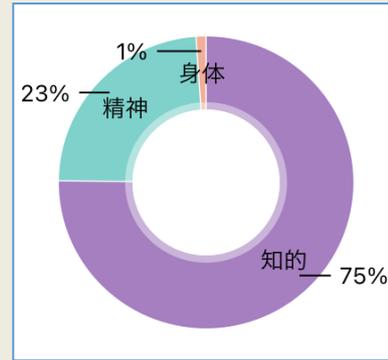
定員数	事業所数
2～3名	4
4～7名	48
8～12名	6



1軒のホームの入居者の人数は、4～7名が80%以上を占めています。10名以上の方が一つ屋根の下で暮らしているホームもあります。外観も一戸建住宅やハイツ、県営住宅、施設のような建物と、いろいろな形態があります。

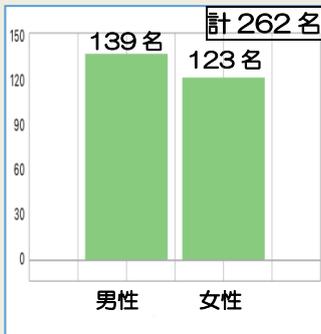
障害別 入居者数について

障害種別	入居者数
知的障害	206
精神障害	65
身体障害	3
合計	274

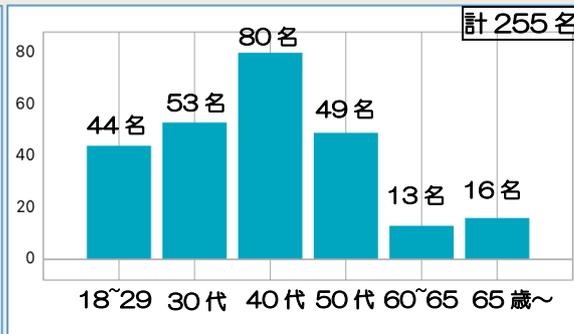


障害別にみると、主な障害として知的障害の方が75%、次いで精神障害の方が23%です。
※それぞれ、重複障害の人も含まれています。

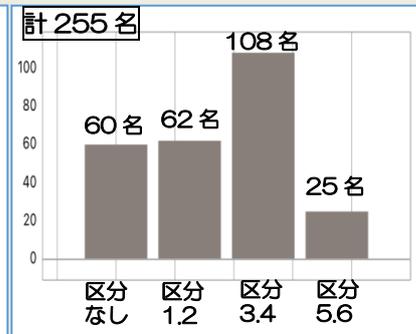
障害支援区分別・男女別・年齢別 入居者数について



男女別(55 事業所)



年齢別(53 事業所)



障害支援区分別(53 事業所)

現入居者の状況は、男女の割合に大きな差はみられません。入居者構成については、性別で棟を分けているグループホームが多いようです。男女混合のホームについては、「1階と2階で区切る」「風呂等共用スペースを分ける」「壁や敷居等設ける」など工夫されています。

障害者総合支援法では、18歳以上の入居希望者で、障害福祉サービス受給者証の「共同生活援助」の支給決定を受けた人がグループホームを利用できます。

実際利用されている方の年齢層は40代の方が多いです。65歳以上の方の中には、介護保険サービスも利用しながら入居されている方もおられます。

グループホームは障害支援区分「区分なし」から「区分6」の方まで広く利用することができます。お伺いしたお話から、外部サービス利用型のグループホームは、「区分なし」「区分1・2」の自立度の高い入居者が多い傾向にあると感じました。

グループホームは、「障害があっても地域の中でふつうに暮らし続けたい」という願いを実現するためにできた制度です。そしてその本質は、「地域の中」にある「ふつうの暮らし」の場であることと、入居者自身の「自分にあった自分の暮らし」を実現する場であることが大切です。併せて、私たちそれぞれの家庭生活があるように、グループホームにもいろんな生活のスタイルがあり、地域生活の一つの場として大きな役割を果たしています。

次回も引き続き姫路市のグループホームの状況をお伝えしていきたいと思ひます。

新型コロナウイルス感染予防について看護師としての取り組み

看護師連絡会 中村浩子（書写障害者デイサービスセンター）
安藤 希（広畑障害者デイサービスセンター）
西本弥生（障害者支援センター）

令和2年から始まった目に見えない小さな小さなウイルス「新型コロナウイルス」は、政治・経済までも巻き込み、世界中を混乱させています。また、私たちの日常生活のスタイルも一変しました。振り返ると2年前と比べて、マスクをつけることやいろんな場所で消毒液が設置してあり、体温測定をする事やソーシャルディスタンスの確保が当たり前となってきています。そして何度も緊急事態宣言が発令され、娯楽の面においても必然的に外出・外食を控えて、家で楽しむ新しい生活様式となってきています。

新型コロナウイルス感染拡大を防ぐための方法やシステムも確立されてきており、厚生労働省のホームページでは具体的な予防対策の説明が掲載されています。施設における感染防止に対する対策については、感染症法第5条2項に「病院、診療所、病原体等の検査を行っている機関、老人福祉施設等の施設の開設者及び管理者は当該施設において感染症が発生し、または、蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と謳われています。

ルネス花北成人部においては、感染症対策マニュアルを作成し、感染症対策に対する指針を明確かつ統一しています。この感染症対策マニュアルは看護師が毎年度内容を更新しており、感染症に関する研修で最新情報を得たり、嘱託医からの講義や保健所に相談した内容を盛り込んでいます。新型コロナウイルスについても、感染予防対策の研修を受講した後に、内容を追加しています。

障害者施設の看護師としては、利用される方々の特性にあわせて対応ができるよう対策の検討を行っていくことが重要であると考えています。具体的にどのような対策を取っているのかお伝えしたいと思います。



1 感染経路を遮断する

外部からのウイルスの侵入を防ぐために、利用者、職員、来訪者などの健康管理や観察を行う。

- ・【利用者の体調チェック】
自宅での検温、家族からの体調に関する情報確認、来所時に施設玄関前で検温し、手指のアルコール消毒を行い、施設内に入る。午後の検温の実施。本人はもちろんであるが、同居家族の発熱時は、原則として解熱後、48時間は健康観察期間として自宅で様子を見てもらう。
- ・【職員の体調チェック】
自宅で検温・手洗い・消毒の励行、行動履歴の記入。本人・同居家族の発熱時や体調不良時は健康観察期間を設けて自宅で様子を見る。
- ・【来訪者】
玄関先で対応を行い、入館する場合は検温とマスク着用・手指消毒を行う。
- ・緊急事態宣言中は外出自粛(外食や一日外出行事など)、行事の中止、実習生の受け入れを中止する。

2 感染源を取り除く

感染の兆候を早く察知し、感染拡大を防ぐための対策をとる。

- ・昼食時、食堂の座席数や位置を変更し、ソーシャルディスタンスの確保。
- ・食事介助、歯磨き介助、点眼介助、喀痰吸引等の際、職員はフェイスシールドやゴーグルを着用する。

- ・食事時、使用した席と時間の記録、食事介助者、歯磨き介助者の記録を残す。
- ・館内や送迎車のアルコールによる消毒はもとより、特に手でよく触れる共用部分（手すりやドアノブ、電気のスイッチ、パソコンや電話など）をその都度アルコール消毒する。
- ・飛沫感染防止対策のため、職員室や会議室に間仕切りを設置する。
- ・昼食中の会話はせず、話す場合はマスクを着用する。
- ・マスクをつけることが難しい利用者については、マスク着用の練習を行う。
- ・緊急事態宣言時、送迎が密になる場合、家族送迎など利用頻度を減らすなどの協力を依頼する。
- ・オンラインによる会議の実施や研修の受講。
- ・看護師会議では陽性者発生時の対応や PCR 検査受検時等の状況について情報を共有する。
- ・嘱託医や保健所と連携をとり、アドバイスをもらい、職員に伝達、情報共有をし、感染対策をとる。

3 人の抵抗力を向上させる

ウイルスや細菌に感染しても打ち勝てるように心身ともに健康的に生活をする。

- ・利用される方の健康状態を把握し、健康状態の情報を職員間で共有する。
- ・注意して観察する症状（顔色・唇の色・咳・鼻水・のどの痛み・発熱・頭痛・食欲不振 嘔気・嘔吐・下痢・腹痛・発疹）顔色が悪い、表情がかたい、いつもの動きがないなど、いつもと違う様子に気づく。
- ・職員は各自の感染予防と健康管理を行う。
- ・ウイルスや細菌に対する免疫力をあげる。
代謝、体温をあげる。（免疫細胞が活性化する。）
- ・質の良い睡眠をとる。（睡眠中に心も体も緊張状態から解き放たれてリラックスし、免疫細胞が活発になる。）
- ・栄養バランスの取れた食事を摂る。（腸内環境を整え、善玉菌が増えると免疫力が上がる。）
- ・よく笑う。（笑うことでストレスが解消され、リラックスできる。）



以上、具体的対応や情報について一部ではありますが、紹介させていただきました。

障害のある方は自身の身体の状況の変化を理解し、伝えることが難しい場合が多いです。私たち職員は利用者の普段の健康状態を細かく知っておくことや、外見上の情報（例えば体温、咳など）以外に家族からの体調面の情報や「普段と何か違う」という感覚を研ぎ澄ませて接していくことが大切だと感じています。そしてあらゆる場面で求められるマスク着用について、感覚的につけることが難しい方やマスクをつけることで呼吸状態が悪化する方がいることを理解し、その上で可能な限り感染症対策を行う工夫を継続することが課題であると思います。

感染対策はもとより、利用者や職員が健康であることや現場で働く職員一人ひとりが感染対策について理解し、自信を持って感染対策に取り組めることができるように、医療職である私たちはサポートしていくことが重要であると思っています。

活動報告その1

ミニ広畑まつり

広畑障害者デイサービスセンター
主任支援員 東 陽介

今年も利用者の皆さんから「ミニ広畑まつりをしたい!」という意見が出て、6月23日・24日に「ミニ広畑まつり」を開催しました。

昨年に引き続き、利用者みでの参加となりましたが、まつりの内容について話し合う時間を多く持ち、内容を決め、看板やゲームのグッズ、チケット等を準備しました。今年は新たにそれぞれの好きなキャラクターお面を作成し、当日はお面を付けてまつりに参加。「ヨーヨー釣り」や「スーパーボールすくい」「弓矢」を行って得点を競ったり、UFO キャッチャーでくじ引きを行い景品を当てるなど、大いに盛り上がりました。



また、笛太鼓や鐘の音といったBGMを流し、まつりの屋台の雰囲気を楽しみながら、花火大会の動画を観賞して締めくくりました。

コロナ禍が続きますが、「今だからこそできることはないか」を皆で話し合い、思いを実現していくことで、新たな楽しみ方を作り出せることを実感したイベントになりました。



活動報告その2

Zoom 交流会

広畑障害者デイサービスセンター
サービス管理責任者 土屋 敦

Zoom…皆さんも活用されていますか? コロナ禍での職員のオンライン研修やリモート会議などで、参加者をインターネット回線で結び、会議ができる「Zoom」を活用する機会が少しずつ増えてきています。

5月からは、新たに広畑と書写障害者デイサービスセンターでZoomを活用した利用者の交流会を始めています。第1回目は5月27日の午後。利用者の自己紹介や、利用者と職員と一緒に考えたそれぞれの事業所独自のクイズを出し合う交流会を行いました。各事業所で映像が大スクリーンに映し出された瞬間「わぁ!」「映った!映った!」と歓声があがりました。自己紹介の場面では、利用者は緊張しながらWebカメラに近づいてしっかりと挨拶ができました。異動した職員が画面に映り、声が聞こえた時には、「広畑デイにいるの?」と後ろを振り向き職員を探そうとする利用者の姿もありました。クイズの答えが画面に映ってしまい大爆笑したり、答えを考える間(シンキングタイム)には、アドリブで歌って踊って映像が乱れることもありましたが、大変楽しい交流会となりました。

早くも利用者から「次はいつするの?」と声があがっています。次回は職員自己紹介やクイズ大会を予定しています。いろんな展開が期待できるZoom交流会、これからも定期的実施していきたいと思えます。



ルネス花北成人部事業所一覧

姫路市立 障害者支援センター（多機能型） 〒670-0804 姫路市保城 309 番地 1 TEL 079-282-2384 FAX 079-224-6751	
就労移行支援	就職訓練班
自立訓練	自立訓練班
就労継続支援B型	喫茶班「caféぴあのぴあ〜の」「caféあつと・ゆ〜る」「ふれあい」 製菓班「クッキー工房 檉の詩」・洗車班・作業第一班
生活介護	軽作業班・個別作業班・活動班
姫路市立 かしのきの里（多機能型） 〒671-2246 姫路市打越 1352 番地 6 TEL 079-267-0202 FAX 079-267-0445	
就労移行支援 就労定着支援	就労移行班
就労継続支援B型	クリーン作業・陶芸班
生活介護	姫路市立 書写障害者デイサービスセンター 〒671-2203 姫路市書写台二丁目 7 番地 1 TEL 079-267-2636 FAX 079-267-2794
生活介護	姫路市立 広畑障害者デイサービスセンター 〒671-1116 姫路市広畑区正門通三丁目 2 番地 2 TEL 079-239-1888 FAX 079-239-1898
地域活動支援センターⅡ型	姫路市立 在宅障害者デイ・サービスルーム 〒670-0804 姫路市保城 309 番地 1 TEL 079-282-2384 FAX 079-224-6751
障害児・者一時保護施設	姫路市立 障害者やすらぎルーム 〒670-0806 姫路市増位新町二丁目 37 番地 TEL 090-2598-9237 FAX 079-224-3173
体育施設	姫路市立 障害者体育館 〒670-0806 姫路市増位新町二丁目 37 番地 TEL 079-288-7122 FAX 079-224-3173
就労継続支援A型	あぼしりサイクル事業所 〒671-1236 姫路市網干区網干浜 4 番地 1 エコパークあぼし内 TEL 079-273-8889 FAX 079-273-8870
相談支援事業所	ぱっそ・あ・ぱっそ 〒670-0955 姫路市安田三丁目 1 番地 姫路市総合福祉会館 2 階 TEL 079-240-6702 FAX 079-240-6705

ゆうあいだより No.174 令和3年(2021年)8月20日発行
 発行 姫路市総合福祉通園センター成人部
 編集 「ゆうあいだより」編集係